

別表（第4条関係、第7条関係、第11条関係）

種別	種目	対象者	性能	基準額	介護保険優先	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）及び寝たきりの状態であると認められる難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	○	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。）、重度又は最重度の知的障害者（児）及び寝たきりの状態であると認められる難病患者。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	○	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（児）及び自力で排尿できないと認められる難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	○	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円		5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）及び寝たきりの状態であると認められる難病患者で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者（児）等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	○	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）及び下肢又は体幹機能に障害があると認められる難病患者。ただし、原則として3歳以上の者	介護者が身体障害者（児）等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	○	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者。ただし、原則として3歳以上の者	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100円		5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者及び下肢又は体幹機能に障害があると認められる難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	159,200円		8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）及び難病患者で、入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	○	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）及び常時介護を要すると認められる難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	手すりなし 4,450円 手すりあり 9,850円	○	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	4,460円		3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）及び下肢が不自由であると認められる難病患者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 身体障害者（児）等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	○	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障害者（児）、重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200円 イ 36,750円		3年
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者（児）、上肢機能に障害があると認められる難病患者及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円		8年

種 別	種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	介護保険優先	耐用年数
自立生活支援用具	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者（児）、重度若しくは中度の知的障害者（児）、障害等級2級以上の精神障害者（児）又は難病患者であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円		8年
	自動消火器	同上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円		8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上の者で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者。ただし、原則として18歳以上の者	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円		6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	7,000円		10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者（児）で聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円		10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円		5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）若しくは呼吸機能に障害があると認められる難病患者であって、それぞれ必要と認められる者	身体障害者（児）等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000円		5年
	電気式たん吸引器	同上		56,400円		5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）		17,000円		10年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等で、医師の意見書により必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500円		5年
	人工呼吸器バッテリー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）若しくは難病患者で、人工呼吸器の装着が必要と医師が認めた者	使用している人工呼吸器専用バッテリー（充電器及びインバーター等を含める）	200,000円 ※限度額まで複数回申請可		5年
	自家発電機	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）若しくは難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要と医師が認めた者	AC100V（正弦波）の出力ができ、人工呼吸器用のバッテリー等を充電できるもの	100,000円		10年
	外部バッテリー又はポータブル電源	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）若しくは難病患者で、電気式たん吸引器、ネブライザー又は酸素濃縮器を使用している者で、呼吸管理が必要と医師が認めた者	AC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の消費電力（W）に対応できるもの	50,000円 ※限度額まで複数回申請可		5年
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000円		5年
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	18,000円		5年
視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	15,000円		5年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	98,800円		5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者（児）	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障害者（児） インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者（児） 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円		6年
	点字ディスプレイ	学齢児以上かつ視覚障害2級以上の身体障害者（児）であって、社会参加等で必要と認められる者。ただし、点字を使用できる者に限る。	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円		6年

種 別	種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	介護保険優先	耐用年数
情報・意思疎通 支援用具	点字器	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円		7年   5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円		5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	85,000円		6年
	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	物の識別を容易にする製品であって、ICタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する機器であって、点字等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	59,800円		6年
	視覚障害者用音声ICレコーダー	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、録音及び再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	12,000円		6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能で、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	99,800円		6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円		8年
	暗所視支援眼鏡	夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障害者（児）又は難病患者であって、医師の診断書等により必要と認められる者。ただし、原則として学齢児以上の者	高感度カメラで捉えた微光を増幅させる機能を有し、眼鏡のディスプレイに鮮明な画像として投射できるもの	198,000円		8年
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円		10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）等が容易に使用し得るもの	71,000円		5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円		6年
	人工喉頭	人工喉頭	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等に於て電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 8,100円 電動式 70,100円		4年 5年
	人工鼻	人工鼻	永久気管孔に装着し、加温加湿機能を有し、シャント発声を可能にするもの（附属品を含む）	月額 24,200円		—
福祉電話（貸与）	福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	新規設置 83,300円 回線切換のみ 2,000円		—	

種別	種目	対象者	性能	基準額	介護保険優先	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	ファックス	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話(福祉電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	15,000円		—
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円		10年
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者(児)	点字により作成された図書	点字図書価格と一般図書購入価格相当額の差額相当分		—
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	29,000円		6年
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマを造設した者であって、身体障害者手帳で直腸機能障害又は膀胱機能障害が確認できる者	消化器系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋(附属品を含む) 尿路系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの(附属品を含む)	消化器系 月額 8,858円 尿路系 月額 11,639円		—
	紙おむつ等	ストーマの著しい変形等によりストーマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害、かつ、意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	紙おむつ等 月額 12,000円 洗腸用具 17,716円/6ヶ月		—
	収尿器	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円		1年
住宅改修等	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者(児)であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)及び下肢又は体幹機能に障害があると認められる難病患者。ただし、原則として学齢児以上の者	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	○	—

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。